

都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）

～ 緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築を目指して ～
＜概要版＞



令和2年7月
東京都・特別区・市町

「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定

東京都と区市町は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成 18 年 3 月策定・平成 23 年 12 月改定）について、都市計画公園・緑地の事業進捗とともに、『「未来の東京」戦略ビジョン』策定や自然災害の頻発などを踏まえ、重点的に整備すべき公園・緑地を整備促進し、水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市を構築するために改定しました。

- 整備方針の性格：都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期実現に向けた取組の方針を明らかにするもの
- 計 画 期 間：令和 2 年度～令和 11 年度（10 年間）

◆都市計画公園・緑地整備の目標◆

- 1 ネットワークの形成
- 2 災害に強い都市の実現
- 3 良好な都市環境の形成
- 4 質の高い生活環境の創出
- 5 地域の資源を生かした個性ある地域づくり

◆実現化の基本方針◆

- 1 事業化計画に基づく事業の重点化
- 2 民間事業者を含めた多様な主体の連携

事業化計画の作成（重点化を図るべき公園・緑地、優先整備区域）

都市計画決定されている公園・緑地の未供用区域のうち、河川の水面等の区域を除いた約 2,200 ヘクタールを対象として、今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地を定めています。

まず、公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から事業の重点化を図るべき公園・緑地を選定し、次に、これらの公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性と整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定めています。

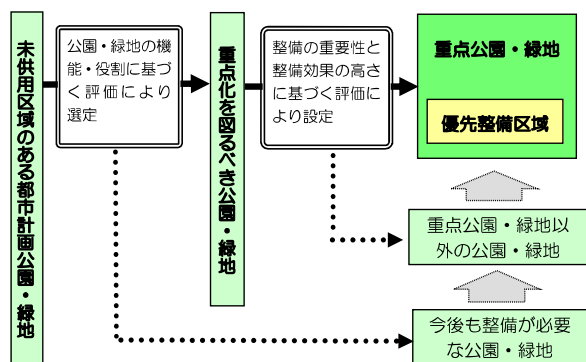
（見開き部に重点公園・緑地（優先整備区域を有する公園・緑地）の位置図と優先整備区域の一覧を掲載）

＜事業化計画の対象＞

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

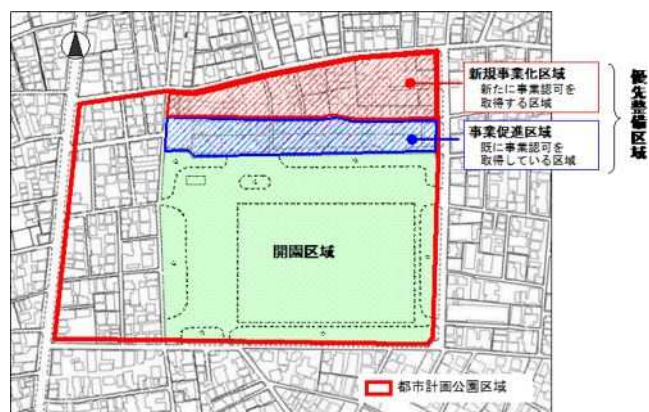


＜優先整備区域の絞り込み＞



（↑ は次回以降の事業化計画更新に伴うステップアップ）

＜優先整備区域の表示例＞



改定のポイント① 『「未来の東京」戦略ビジョン』を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、新たな優先整備区域を設定し、都市計画・緑地の整備を促進

今回定める優先整備区域 都区市町全体で164か所、530ヘクタール

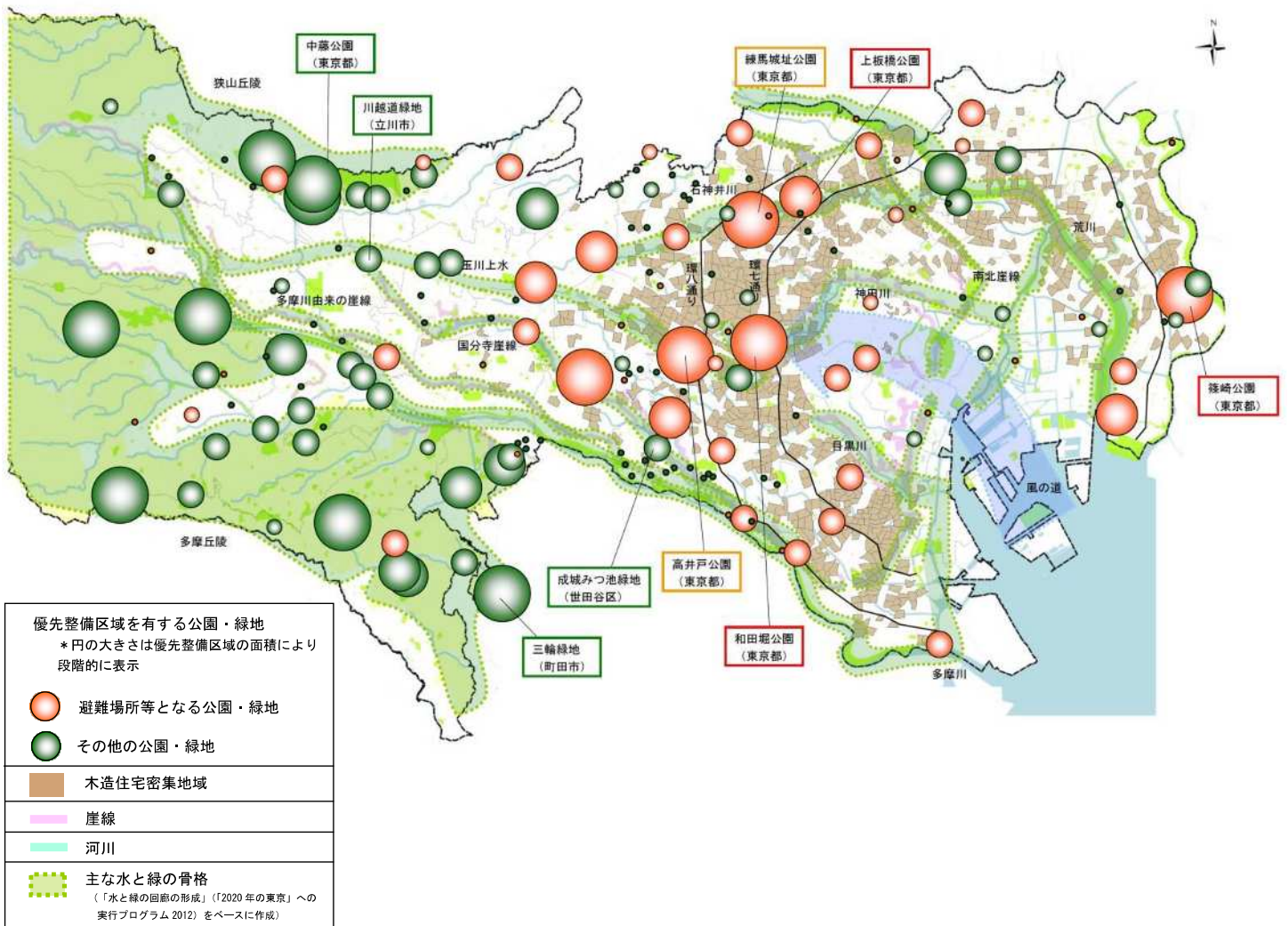
○ 避難場所や防災拠点となる公園・緑地の整備促進

⇒ 155ヘクタール（区部 114ヘクタール、多摩部 41ヘクタール）

- ・ 篠崎公園や和田堀公園等、環状七号線周辺の防災拠点となる公園を重点的に整備します。また、現在避難場所に指定されており、今後もその機能を確保すべき練馬城址公園について事業化を図ります。

○ 丘陵地、崖線等の骨格的な緑を保全、にぎわいの創出、地域の防災性向上など

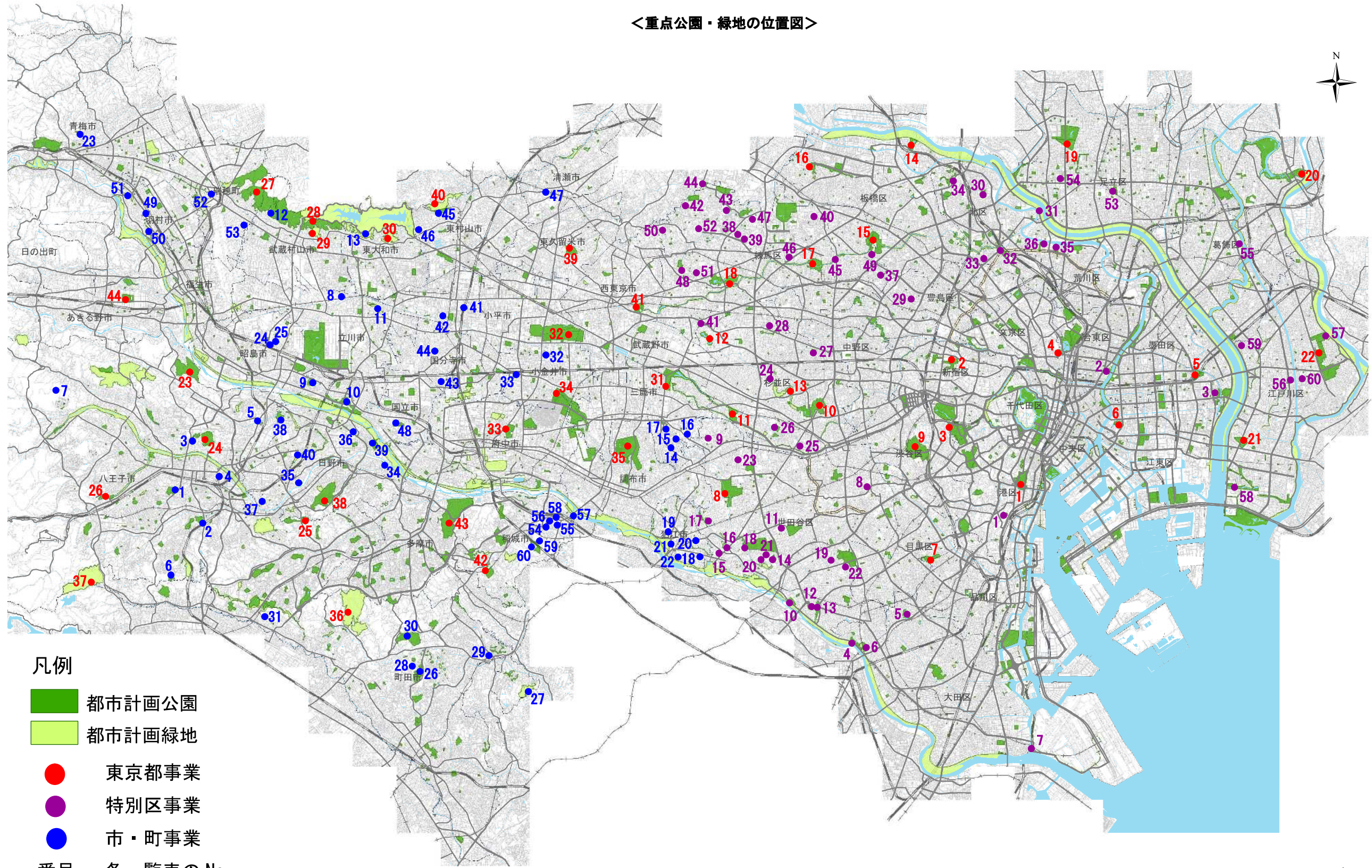
<今回設定した優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ>








改定のポイント② 優先整備区域拡大のルールの特明確化

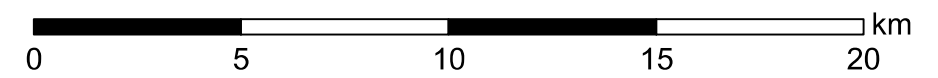
整備方針改定後に都市計画決定した公園・緑地のうち、「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地〈水準1〉から〈水準3〉」、または整備方針に定めた評価基準を満たす区域は、優先整備区域として拡大します。

<重点公園・緑地の位置図>



凡例

-  都市計画公園
-  都市計画緑地
-  東京都事業
-  特別区事業
-  市・町事業
- 番号 各一覧表の No.



改定のポイント③ 優先整備区域内の建築制限の緩和

平成 18 年 6 月より、未供用区域の将来の事業化を担保しつつ、地権者の負担軽減や建物更新による防災性向上の観点から、都市計画法第 53 条に係る建築制限緩和の基準を定め、優先整備区域外の区域について、木造・鉄骨造等の構造であれば 3 階建てを建築可能としました。（*1）

しかし、優先整備区域の設定後、実際に事業に着手する時期は、公園・緑地によってばらつきが生じることから、地権者の生活設計や土地利用に関する負担軽減や建物更新による防災性の向上の観点から、優先整備区域を含んだ、建築制限緩和の対象拡大を令和 2 年 10 月 1 日からの施行を予定しています。（*2、3）

*1 江戸川区では、建築制限の緩和措置を行っていません。

*2 豊島区、練馬区、足立区及び青梅市では、優先整備区域を対象とした建築制限の緩和措置を行いません。

*3 区市により、施行時期が異なる場合があります。

改定のポイント④ 多様な事業主体との連携

多様な事業主体との連携等を推進するために、公園まちづくり制度の推進、換地手法の活用など、今後の検討の方向性を提示しています。

お問い合わせ先

（令和 2 年 7 月現在）

<東京都> ○ 「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月改定）全般について

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 Tel03-5388-3315

○ 東京都事業（都立公園の整備）について

東京都建設局公園緑地部計画課 Tel03-5320-5371

◇ 「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月改定）の内容は、以下のHP等でもご覧いただけます。

* 東京都都市整備局ホームページ <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>

* 都民情報ルーム（都庁第 1 本庁舎 3 階）

<区市町>